

日医発第 249 号 (地 I 48)
平成 22 年 6 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本件は、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱について、別添新旧対照表の通り、所要の改正を行うものです。

特に、別紙「常勤医師等の取扱いについて」につきましても、本会からの要望を踏まえ、次のように改められております。

- 1) (その病院の標準医師数の基礎となる) 外来患者数の算定式の分母に、「救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合」を加える。
- 2) 育児・介護休業法等に基づく育児休業及び介護休業を取得している者については、「長期にわたって勤務していない者」には該当しない取扱いとする(従前は、労働基準法に基づく産前・産後休業の取得者のみを対象)。なお、この取扱いを医師以外の従業者の標準数等の算定に準用する。

また、同別紙中の「4. 非常勤医師の常勤換算」の(2)の中で、「当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。」とされております。

これに関しては、①2次救急医療機関、救急告示病院や精神科医療機関等が外来の応需体制をとっている場合などには、(4)にある通り、「夜間の外来診療や救命救急センターなど」として、分母を2倍とする取扱いの対象外であること、②他の

従業者の標準数等の算定も同様であることについて、厚生労働省より確認を得ております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び病院への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。